第３節　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第４節　株式の譲渡

更生会社は、会社法136条又は137条の規定による譲渡の承認請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人としての意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第５章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達

更生担保権及び一般更生債権の弁済資金は、以下のとおりである。

⑴　事業収益金（手元資金を含む。）

⑵　第４章第２節に基づき発行する募集株式の払込金

第２節　予想超過収益金の使途

予想超過収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要な運転資金及び必要設備の投資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

第１　支払共益債権

更生会社が更生手続開始決定日から平成30年１月31日までに支払った共益債権は、別表12記載のとおりである。

第２　未払共益債権

平成30年１月31日現在の未払共益債権は、別表12記載のとおりである。

第３　共益債権の弁済方法

未払共益債権及び平成30年２月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、事業収益金その他をもって随時弁済する。

第６章　担保権等の措置

第１節　存続する担保権

第１　不動産にかかる担保権

１．担保権の存続

別表10―１及び10―２記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の地位により存続する。

別表10―１及び10―２記載の更生担保権者は、極度額を、同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続を行うこととし、更生計画認可決定後、管財人から請求があった日から２週間以内に、当該登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。但し、管財人は、当該減額のための変更登記手続を留保することができる。

２．共同担保関係の消滅

別表10―１及び10―２記載の担保権の間の共同担保関係は、更生計画認可決定日に消滅する。

別表10―１及び10―２記載の更生担保権者は、当該共同担保関係の消滅に関する登記手続を行うこととし、更生計画認可決定後、管財人から請求があった後２週間以内に、当該登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。但し、管財人は、当該共同担保関係の消滅に関する登記手続を留保することができる。

３．担保権の消滅時期

⑴　継続保有不動産

別表10―１記載の継続保有不動産を目的とする担保権は、第３章第１節第１の２．の定めに基づく弁済が完了したときに消滅する。

上記により消滅する担保権の更生担保権者は、当該担保権の抹消登記手続を行うものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑵　換価予定不動産

ア　不動産の売却

別表10―２記載の換価予定不動産を目的とする担保権は、第３章第１節第２の２．の定めに基づく弁済が完了したときに消滅する。

上記により消滅する担保権の更生担保権者は、当該担保権の抹消登記手続を行うものとし、第３章第１節第２の２．の定めに基づく担保弁済額の弁済と引き換えに、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

イ　担保権の放棄

別表10―２記載の換価予定不動産を目的とする担保権は、第３章第１節第２の２.の定めに基づき、更生担保権者が担保権を放棄したとき、放棄した時点で消滅する。

上記により消滅する担保権の更生担保権者は、当該担保権の抹消登記手続を行うものとし、管財人から要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

ウ　不動産の代物弁済

別表10―２記載の換価予定不動産を目的とする担保権は、第３章第１節第２の２.の定めに基づき、管財人が当該換価予定不動産をもって代物弁済するときは、代物弁済した時点で消滅する。

管財人は、上記により消滅する担保権の更生担保権者に対し、当該不動産の所有権移転登記手続に必要な一切の書類を交付する。

第２　預金にかかる担保権

１．別表10―３記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。なお、当該担保権が設定された預金について生じた利息は更生会社に帰属する。

２．管財人は、第３章第１節第１の定めに基づく別表10―３記載の担保権に対する弁済に充てるため、同表記載の預金を解約することができ、同表記載の担保権は、管財人が当該預金の解約を当該担保権者に通知したときに消滅する。

３．上記２．により消滅する担保権の更生担保権者は、管財人から要請があった後２週間以内に、預金質権の解除手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第３　動産先取特権にかかる担保権

別表10―４記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続し、第３章第１節第１の２．の定めに基づく弁済が完了したときに消滅する。

第４　リースにかかる担保権

１．別表10―５記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

２．更生会社は、リース期間満了日までの間、引き続き、リースにかかる担保権の目的物（以下、「リース物件」という。）を使用することができる。

３．別表10―５記載の担保権は、第３章第１節第１の２．の定めに基づく弁済が完了したときに、消滅する。リース物件の所有権は弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属し、弁済が完了したときには、管財人は、当該担保権者の同意を得て、リース物件の所有権放棄の手続を受けることで、リース物件の所有権を取得することができる。管財人が、当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１か月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときには、当該担保権者は同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、その責任と費用負担（リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き上げなければならない。